

令和年(2023年)度 第2回 登録標識・路面標示基幹技能者講習

(路面標示講習) 案内・申込要領

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

(令和5年8月17日募集開始)

-----この講習に関する問い合わせ先-----

一般社団法人全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3階

電話 03-3262-0836 Fax.03-3234-3908

1. 開催要領

(1)開催日程

	講習場所	定員	講習期間	備考
講習	富士教育訓練センター (静岡県富士宮市)	路面標示 80名※1.	令和5年11月8日(水)~10日(金) 修了試験11月10日(金)	合宿形式 (3泊4日)
再試験	全標協本部※2. (東京都千代田区)	若干名	令和5年11月10日(金)	-

※1. 定員になり次第募集終了します。 ※2.再試験は富士教育訓練センターでも受けられます。

(2)新型コロナウイルス感染症対策について

「新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた富士教育訓練センター運用ガイドライン」に従って行動します。ガイドラインは全標協ホームページに掲載します。内容を確認してから申込してください。

(3) 受講資格

講習の受講資格は、次の要件を全て満たしているものとする。

- ① 路面標示設置工事の施工現場において10年以上の実務経験を有する者
- ② 路面標示設置工事の施工現場において職長・安全衛生責任者教育修了後3年以上の職長経験を有する者
- (①と②において実務経験証明書にて実務経験と職長経験を確認させていただきます。)
- ③ 次の資格のいずれかを有する者
 - イ) 路面標示施工技能士
 - ロ) 優秀施工者国土交通大臣顕彰者

(4) 講習場所

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会「富士教育訓練センター」

住所 〒418-0101 静岡県富士宮市根原字宝山492-8

電話 0544-52-0968 FAX 0544-52-1336 URL : <http://www.fuji-kkc.ac.jp>

(5) 講習内容及び時間割

① 講習内容

講義科目	講義内容	講義時間
基幹技能一般知識に関する科目	基幹技能者に求められる位置づけと役割	40分
	基幹技能者に求められる業務知識と指導・統率	40分
	基幹技能者に求められる指導・統率とOJT手法	30分
基幹技能関係法令に関する科目	建設業法・労働安全衛生法その他基幹技能関係法令	50分
	道路法・道路交通法	50分
	標識令改正・各種ガイドライン等	120分
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	施工管理・作業計画	50分
	工程管理・資材管理	50分
	原価管理	30分
	品質管理	30分
	安全管理	50分
路面標示設置工事等の技術に関する科目	路面標示の設置	150分
	路面標示の材料・施工	150分
	路面標示の維持管理・塗替え基準	60分
	法定外表示の設置等	50分
修了試験	40問	120分
合計		1070分 (17時間50分)

② 時間割※1

	講習科目(午前)	講習科目(午後)
第0日目 11/7(火)		15:45 東海道新幹線「新富士駅」集合※2 富士教育訓練センター泊
第1日目 11/8(水)	8:30 集合→受付、入校式、ガイダンス ・基幹技能一般・基幹技能関係法令一般	・建設工事の技術上の管理一般(・施工管理・作業計画、工程管理・資材管理、原価管理、品質管理、安全管理)
第2日目 11/9(木)	関係事業法令一般 道路法・道路交通法 標識令改正、各種ガイドライン等	・専門知識(・路面標示の設置・維持管理・塗替え基準・法定外表示の設置)
第3日目 11/10(金)	・専門知識(・材料・施工)	・修了試験(120分) ・修了式 15:00 解散予定

※1 講習の時間割は、変更することがあります。

※2 センターへ直接来る場合は11月7日(火)16:30までに会場入りしてください。

(6)講習教材(会場にて配布)

「登録基幹技能者共通テキスト」 第5版 (登録基幹技能者制度推進協議会)

「路面標示ハンドブック」 第5版 (一般社団法人全国道路標識・標示業協会)

(7)講習に持参するもの

- ① 新型コロナウイルス感染症対策における誓約書※
- ② 健康チェックシート(1週間前より記入開始)※
- ③ 受講票(ハガキサイズ)
- ④ 筆記用具、ノート、付箋等
- ⑤ 作業着(講習中に着用する)
- ⑥ 着替え、感染症対策品(マスク、衛生用品)など滞在に必要なもの。アメニティ等は一切ありません。富士山の麓で寒いです。防寒品を持参してください。「富士教育訓練センター入校案内」に沿って持参してください。入校案内は全標協ホームページの講習情報のページに掲載しています。

※①と②に関しては、センターに入校する際提出していただきます。

2. 修了試験の実施

(1)修了試験

講習の最終日に修了試験を実施する。試験内容は、前記1(5)①講習内容から出題するものとし、四者択一式(40題)、試験時間は120分とする。

(2)合否判定及び合格発表

合否の判定基準は、専門科目が50%以上で、かつ、総合得点60%以上とする。試験結果の合否判定は、修了試験終了後おおむね1か月以内に開催する講習委員会にて行う。合格者の発表は、講習委員会の合否判定後、速やかに全標協本部のホームページで行う。併せて、全標協機関紙においても発表する。

(3)修了証の交付

合格者には「登録標識・路面標示基幹技能者講習修了証」を交付する。修了証の交付は、令和 6 年(2024 年)2 月 1 日付けて行う。

(4)不合格者への特例措置

講習を受講したが修了試験に不合格となった者は、講習を免除の上、翌々年度まで、かつ、2 回を限度に再受験することができる。

3. 申込要領

(1)必要書類

1	【必須】 受講申込書 (別記様式 1) 再試験者は (別記様式 5)	「全標協講習・研修申込システム」をインストールし、受講申込書を作成してください。(https://www.zenhyo-db.com/Kikanginousha/install/index.html)システムは令和 5 年 8 月 17 日 12:00 より申込できるようになります。「保存して申し込む」を押した時点で申込受付となります。その後「ファイル出力」を押して PDF 化された申込書と実務経験証明書(代表者捺印する)を郵送してください。申込日前に資格や実務経験の入力は可能ですのでソフトをインストールしご準備ください。保有資格、実務経験等、該当する講習における必要事項を入力してください。 顔写真について、上半身無帽、無背景で申請日から 3 か月以内に撮影したものを指定の箇所へ挿入する。画像は修了証に使用する。出力ファイルを印刷し、捺印したものを 全標協講習会事務局へ送付する。
2	【必須】 路面標示設置 工事実務経験 及び職長経験 証明書 (別記様式 2)	実務経験 10 年以上、職長経験 3 年以上の現場実務経験の証明、氏名欄及び誓約書部分の受講者捺印、所属会社等の証明捺印 注)実務経験等の欄への記入について 最近の 10 年間は詳しく記入する。それ以前の実務経験は主要な実務経験をまとめて記入する。
3	【必須】 資格者証の写し	次の資格のいずれかを証明する書面のコピー ①路面標示施工技能士の資格証 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰状
4	【必須】 職長教育修了証	「職長・安全衛生責任者教育修了証」のコピー 平成 18 年 5 月以前に受講した者は、リスクアセスメント教育を追加受講する必要があるので注意する。
5	【必須】 住民票の写し	受講申込の 3 か月以内のもの(コピーで可)
6	登録標識・路面 標示基幹技能 者講習修了証 (資格保有者のみ 必須)	以前に「標識」の登録標識・路面標示基幹技能者講習を修了した者は修了証のコピーを添付する。

(2)受講申込方法

受講申込書は、下記宛に送付すること。

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3階 一般社団法人全国道路標識・標示業協会 講習事務局 宛
--

(3)申込期間

令和5年8月17日(木)～8月31日(木) 定員になり次第募集終了

(4)受講料(講習会終了後払い)

① 受講する場合

講習受講料	68,640円 62,400円(税抜)+6,240円(消費税10%) (講習料53,790円 宿泊・食事費14,850円)
備考	*宿泊(3泊)及び第1日目の夕食から第4日目の昼食まで含む。 *本講習は人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象です。

② 不合格者が講習を受けず再受験する場合

再受験料	11,000円 10,000円(税抜)+1,000円(消費税10%)
------	------------------------------------

③ 支払いについて

講習開始日に請求書をお渡しします。

(5)受講票について

申込みをした方には、受講資格審査後、受講開始日約1か月前に「受講票」を郵送「入校案内」をメールで送付します。受講票が開始日10日前になっても到着しない場合は、講習事務局に電話等で照会すること。受講票は、受講期間中は机上に置いて受講すること。

(6)メールアドレスについて

受講に関する連絡はメールを使って行います。申込書に書いたメールアドレスは、全標協からのメールを受信できるよう設定をお願いします。全標協のドメイン(@の右側)は「zenhyokyo.or.jp」ですのでドメイン指定受信等設定してください。迷惑メールなどに振り分けられてしまう可能性もありますので注意してください。

4. 更新講習について

講習修了者は、講習修了証の有効期限前に、補うべき能力(知識等)を再確認し、技術進歩や法令改正等に対応した新たな能力(知識等)を習得することを目的とした更新講習を受講することにより、講習修了証の有効期限を5年間延長することができます。有効期限1年前から受講可能です。例年6月と12月に実施しています。対象者にはメールで連絡します。また、更新講習についての通知が届かない場合がありますので、所属先等の変更があった場合は速やかに当協会まで届け出てください。

以上